

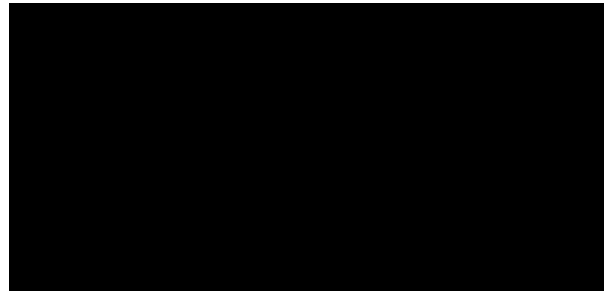
申請枠区分

通常枠

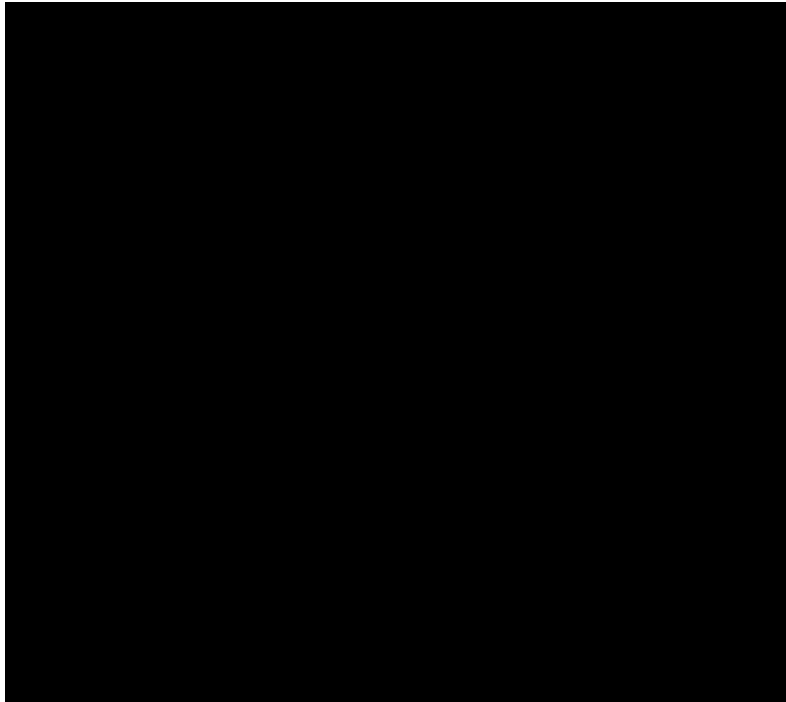
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記 4 に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

一般社団法人徳島県就業支援機構

団体代表者 役職・氏名

理事長 三橋 松男

分類

法人番号

3480005002783

団体コード

申請団体の住所

徳島県徳島市昭和町三丁目3番地2

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

(4)情報公開について(情報公開同意書)

(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	徳島・香川 誰も取り残さない地域就労支援ネットワーク		
	事業名(副)	～草の根就労支援団体の自立促進プロジェクト～		
	団体名	一般社団法人徳島県就業支援機構	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	四国ブロック(徳島、香川、愛媛、高知)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="checkbox"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="checkbox"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="checkbox"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="checkbox"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="checkbox"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="checkbox"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
-	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
-	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1. 貧困をなくそう	1.4 2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるように確保する。	就労困難者や生活困窮者が「働くこと」により経済的自立を回復する仕組みを整備し、地域内での貧困連鎖を防止します。
3. すべての人に健康と福祉を	3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	働く・つながる機会の提供を通じて、孤立・無業による精神的健康の悪化を防ぎ、生きがいと自己肯定感を回復します。

_5.ジェンダー平等を実現しよう	5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	子育てや介護で就労制限のある女性が、地域で柔軟に働ける仕組みを整え、ジェンダー平等な地域雇用を推進します。
_8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	農業・福祉・地域企業などをつなぎ、障がい者や高齢者を含む多様な人々が地域内で就労・活躍できる環境を整備します。
_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	行政制度のはざまにある人々を地域ネットワークで包摂し、格差をなくす地域社会の構築をめざします。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 132/200字
多様な生き方、多様な働き方を許容する時代において、働く人々のワークライフバランスの支援に寄与するとともに、あらゆる人々の人権が尊重される社会をめざします。また、雇用問題の解消を図るため、就業支援及び職業教育を推進し、雇用の拡大と増進に寄与することを目的としています。
(2)団体の概要・活動・業務 199/200字
2008年12月職業訓練等就職を支援する機関として発足、運営していましたがコロナにより規模を縮小。コロナ5類移行等を受け、2024年定時社員総会にて法人名称を徳島県就業支援機構に変更し様々な分野において働く人々の支援を行う機構として再スタート。2024年度からは孤独孤立対策推進法に基づく事業として農業を通じた地域づくり、対人援助職、不登校・ひきこもり、職場の孤独孤立等の相談活動を行っています。

II.事業概要

					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	徳島県、香川県	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	疾病・介護・子育て・ひきこもり・発達障害グレーゾーン、定年退職等により、社会との関わりや就労機会を失った人々。行政制度の支援が届きにくい人々に対し、地域資源（農園・商店・福祉施設等）を活用した段階的な働く機会の提供と居場所を整備し、経済的自立と社会的包摂の実現をめざします。					(人数)	実行団体は2～3団体を想定。 徳島・香川両県で働きづらさを抱えるあるいは、働くきっかけのなかった人、約120人（1団体で1年間20人×2年間）とします。	

最終受益者	地域で支え合う仕組みの中で間接的に恩恵を受ける人々であり、地域の共生・雇用・福祉・経済循環に参加するすべての住民	(人数)	家族・地域住民・ボランティア・企業協力者（社会参加波及）・就労体験や地域活動を通じて関わる地域住民、農業・商店関係者、支援ボランティアなど 1団体あたり年間80人程度が交流・協働（1団体2年で160人程度） 3団体合計で：約480人
事業概要	<p>徳島県・香川県では、人口減少と高齢化が進む中で、若年層の流出、定年退職者の増加、非正規雇用の拡大などにより、地域の働き手と担い手が急速に減少しています。病気や介護、子育て、ひきこもり、障がい、発達障害グレーゾーンなど、複合的な事情を抱え「働きたいけれど働けない」人々の存在が課題となっていますが、既存の就労支援や福祉制度の対象は限定的であり、支援が届かない人々が地域に取り残されています。</p> <p>本事業は、こうした「働きづらさを抱える人々」に対し、草の根的に支援を行っている団体を対象に、資金的・非資金的支援を行うことによって、「誰も取り残さない地域就労支援ネットワーク」を構築するものです。まずは、実行団体が就労支援のノウハウを獲得し、個々の状況に寄り添った伴走型支援を実施できるよう支援します。さらに、農業、商店街、福祉施設、地域企業等とネットワークを組み、地域全体で働く場とつながりを生み出す協働体制を形成します。これらの取組みにより、地域の中に誰一人取り残さない持続可能な就労支援ネットワークを築くことをめざします。</p>		
	459/600字		

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	1000/1000字
<p>○人口減少と高齢化の進行</p> <p>徳島県・香川県では、全国的にも高い水準で人口減少と高齢化が進行しています。徳島県の人口は1995年の約83万人から2025年には約68万人へ、香川県も2000年の約102万人から2025年には約91万人に減少すると見込まれています。高齢化率は両県とも30%を超え、全国平均を上回っています。こうした人口構造の変化は、地域経済の縮小、担い手不足、孤立・孤独の拡大など、複合的な社会課題を生み出しています。</p> <p>○働き手の減少と地域産業への影響</p> <p>働き手の減少と地域産業の人材確保は深刻であり、特に若年層の都市部流出と定年退職者の増加が顕著です。製造業、農業、介護など地域を支える産業では人材確保が困難で、企業の事業継続や地域インフラ維持にも影響が出ています。経験豊かな定年層の再活躍機会が乏しいことも課題です。</p> <p>○「働きたいが働けない」層の増加</p> <p>一方で、病気、介護、子育て、精神的不調、ひきこもり、障がい、生活困窮など複合的な事情を抱え、「働きたいが働けない」人々も増加しています。行政の就労支援は対象が限定的で、生活保護受給者や障がい者など一部に偏り、長期離職者や介護・育児を担う女性、軽度障がい者、中高年のひきこもりなど制度のはざまにいる人々には支援が届きにくい現状です。</p> <p>○非正規雇用の拡大と社会的孤立</p> <p>非正規雇用や短期雇用の増加による所得不安定化も進み、孤立やメンタル不調を招いています。さらに、就労・福祉・医療など行政施策が縦割りで分断され、複合課題を抱える人に一体的に寄り添う地域体制が不足しています。その結果、働くことを通じた社会的つながりが失われ、経済的困窮だけでなく、生きがいや健康、地域参加の喪失が広がっています。</p> <p>○地域で孤立する中高年・女性層</p> <p>こうした状況の中で、特に定年退職後の高齢者や就労に不安を抱える中高年層、家庭責任を担う女性などが地域で孤立しています。相談や再就労のきっかけを得にくいことが、社会的孤立の長期化を招いています。</p> <p>○地域連携による包括的な支援の必要性</p> <p>徳島県・香川県においては、行政の制度では支えきれない「働きづらさを抱える層」に対し、地域のNPOや福祉施設、企業、行政などが連携し、個々の状況に応じて柔軟に支援する仕組みを整備することが急務です。誰も取り残さず、働くことを通じて人と地域が再びつながる社会の構築が求められています。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	170/200字
<p>徳島県・香川県では、生活困窮者自立支援制度、就労準備支援事業、障がい者就労支援（就労移行・継続支援A・B型）、若年者・高齢者向けハローワーク事業など、対象別の就労支援策が実施されています。しかし、制度の対象となる方への支援も多数あり、支援対象に当てはまらない方、グレーゾーンの人達まで支援がいきわたっていないとはいえないのではないのでしょうか。</p>	

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	153/200字
当団体は、長年にわたり就労支援に取り組み、行政委託事業として就労相談や再就職支援を実施してきました。近年は、孤立・孤独対策や農園活動を通じた社会参加支援にも力を入れ、支援者や福祉関係者への相談支援を行っています。支援現場で得た知見をもとに、地域資源を結ぶネットワーク型の就労支援体制の構築をめざしています。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	136/200字
本事業は、既存制度の狭間で草の根的に就労支援を行う団体を支援し、行政・企業・NPO・福祉施設などが連携する地域就労支援ネットワークを構築するものです。休眠預金を活用することで、制度では届きにくい人々を地域資源と共助で支える基盤を整え、誰も取り残さない支援体制を実現します。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
中期的には、就労困難者120人のうち6割以上が地域での就労・社会参加を継続し、行政・NPO・企業の連携体制が20団体以上に拡大します。長期的には、孤立や無業の再発を防ぐ地域ネットワークが定着し、誰も取り残さない就労支援モデルとして地域経済と共生社会の好循環を生み出します。長期的展望として今後、四国全体への波及をめざします。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が安定的に事業を実施し、就労困難者への支援体制が整備されています。地域内での雇用機会や居場所が広がり、働く場が具体的に増えていきます。		定量：支援対象者数、就労・社会参加人数 資金執行率、報告遵守率 定性：参加者満足度・生活改善度		実行団体においては、十分な資金がなく必要とされている支援を実施できない状態であると想定します。			助成資金により実行団体が安定的に事業を実施でき、必要な人材や支援ノウハウが整備されている。資金活用が定着し、支援活動が継続的に行える状態となっています。

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
伴走支援やネットワーク形成により、実行団体の連携力と支援スキルが向上します。多様な団体が協働し、地域全体で支え合う文化と仕組みが根つき始めます。		定量：連携団体数の増加 定性：支援者のスキル向上 関係者の包摂意識変化など		各実行団体が単独で支援を行っている状態。			実行団体間で情報共有や協働が進み、地域ネットワークが形成されています。支援ノウハウや人材が相互に活かされ、継続的に連携できる体制が確立しています。

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
活動開始前 ・応募説明会への参加 ・応募・選考・助成の決定 ・契約等手続きの実施	2026年4月～8月	40/200字
就労困難者を対象とした相談活動開始 ・利用者のニーズに確認（職種、働き方、通勤範囲、困りごと等） ・就労への準備支援（履歴書の作成、面接練習等） ・専門機関へのつなぎ支援	2026年9月～2027年8月	86/200字
就労支援講座の実施 ・ビジネスマナー ・コミュニケーション講座 ・パソコン講座 ・職場見学 等	2026年9月～2027年8月	48/200字
職場体験の実施 利用者のニーズにあった職種の職場体験を実施（短期・長期）、自分にあった仕事、働き方の発見を促進する、自己肯定感の回復	2026年9月～2027年8月	67/200字
職場体験先の開拓 利用者のニーズにあう体験受け入れ先事業所等の開拓、他機関との連携	2026年9月～2027年8月	42/200字
実行団体間の情報共有 資金分配団体が実施する中間報告会、事業報告会にて、互いの活動を共有し、困りごとの課題解決につなげる	2026年9月～2027年8月	61/200字
広報周知 実行団体がつホームページ、SNSにおいて、活動を報告。他の地域にも活動を波及させる。	2026年9月～2027年8月	49/200字
支援の質の向上 様々な研修への参加	2026年9月～2027年8月	18/200字
振り返りと次年度計画の策定 ・1年目の事業活動の振り返りと中間評価の実施 ・振り返りと評価をもとに次年度計画の策定	2027年6月～2027年7月	57/200字
2年目：1年目と同様の活動を展開 地域の中に根付かせる	2027年9月～2028年8月	27/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<p>公募準備</p> <p>募集要項の作成</p> <p>地域の中の草の根就労支援機関からヒアリングを行い、規模の確認、地域課題、ニーズの整理を行い、期間内に適切な費用の支弁、ミッション達成への具体的な設計を行います。</p>	2026年4月	99/200字
<p>公募</p> <p>告知：徳島県孤独・孤立プラットフォームに掲載、当法人ホームページ、Instagram、X掲載。県内で助成金を活用経験のある団体へメールで案内、県政記者クラブへプレスリリース、地元新聞（徳島・香川）へ募集掲載 応募の個別開拓の実施</p> <p>募集期間：2～3か月</p> <p>オンライン説明会の実施</p> <p>公募団体目標数：6者</p> <p>採択団体数：3者</p>	2026年5月～6月	166/200字
<p>選考</p> <p>選考委員会の実施</p> <p>選考結果の公表</p> <p>審査員は学識経験者を予定</p>	<p>2026年7月 書類審査（不備等の確認＝事務局）→本審査（必要に応じ面談）</p> <p>2026年8月 結果公表</p> <p>2026年8月末 契約締結</p> <p>2026年9月～ 事業開始</p>	36/200字
<p>伴走支援・コンサルティングの実施</p> <p>事業運営、会計管理、モニタリング方法などについて、POが継続的に伴走し、組織運営力を高めます。</p>	月に1度、団体ごとにオンラインにて連絡会を実施。進捗管理、会計管理の相談等伴走支援を行います。	65/200字
<p>研修・勉強会の開催</p> <p>人材育成、ストレスケア、チームビルディング、評価・記録手法、会計管理、助成金申請スキルなどのテーマで研修を行い、実行団体の知識・技術を強化します。</p>	<p>年度に1回、会計に関する研修を行います。</p> <p>年度に1回、ファンドレーザーによる資金調達に関する研修をオンラインで行います。</p>	84/200字
<p>ネットワーク形成・情報共有</p> <p>実行団体同士の定期交流会・成果報告会を開催し、課題・ノウハウを共有。連携・協働による広域的な支援体制を形成します。</p>	<p>研修以外に、対面にて各団体の活動報告を行います。</p> <p>1回目上期、2回目下期</p>	72/200字
<p>広報・発信支援</p> <p>活動紹介資料の作成支援、SNS・メディア活用の支援などにより、組織の認知度と社会的信頼性を高めます。</p>	随時、発信を呼び掛ける	59/200字
<p>評価・改善サイクルの定着支援</p> <p>自己評価シートやKPIを用いたモニタリング体制を整え、改善点を次期計画に反映できるよう支援する。</p>	毎月、進捗報告と課題を提出していただきます。それをもって月に1度連絡会を行います。	64/200字
<p>行政との連携</p> <p>既存の行政が行っている就労支援連携会議等に実行団体が参画できるよう行政へ働きかけます。</p>		51/200字
<p>事業継続審査委員会</p> <p>1年目事業終了時に、事業進捗状況、事業経費執行率等審査を行います。</p>	2027年8月審査委員会実施 個別評価を行い課題改善をめざします。	46/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

<p>広報戦略</p>	<p>休眠預金等活用事業の意義と成果を広く社会に伝えるため、ウェブサイト・SNS等による情報発信を行います。地方紙や行政広報との連携により、一般市民や支援者、企業、行政職員など多様な層への周知を図ります。実行団体の取組事例を動画や紙面で紹介し、ひとりでも多くの人が支援につながるよう呼びかけます。これらの取組みにより、地域の理解と協働が進み、事業の継続性と社会的認知度の向上が期待されます。</p>	<p>192/200字</p>
<p>連携・対話戦略</p>	<p>実行団体との定例ミーティングを通じ、課題共有と進捗管理を行います。実行団体同士の交流研修や意見交換会を開催し、現場の課題を共有・可視化します。これにより、各主体の強みを生かした協働が促進され、持続的な地域ネットワークの形成が期待されます。</p>	<p>119/200字</p>

VI.出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>本事業終了後は、休眠預金に依存せず、地域に根ざした小規模で確実な自走体制を構築します。</p> <p>①資金調達 地元企業・労働金庫・生活協同組合等との協働により、少額協賛や寄付など安定的な収入源を確保します。</p> <p>②事業の自走化 伴走支援・相談体制を既存事業（就労支援・支援者支援）に統合し、行政委託や有料研修を組み合わせる継続します。</p> <p>③課題解決の仕組み 実行団体間のネットワークを年1回の協議会として継続運営し、情報共有と協働企画を推進します。</p> <p>④成果を行政計画に提案し、制度化と連携強化をめざします。小さくても継続可能な「地域密着型中間支援モデル」として小規模自治体に提案・発展させます。</p>	<p>292/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>本事業では、実行団体が休眠預金終了後も自立的に活動を継続できるよう、①民間公益活動の担い手育成として、組織運営・資金調達・情報発信の実務研修を行い、地域に根ざしたリーダー人材を育成します。②資金調達環境の整備として、地域企業・金融機関・労働団体との協働により、小口寄付・会費・協賛金などの多様な資金源を確保できる仕組みを支援します。③事業・組織の自走化では、経理・広報・ガバナンスの基盤整備を伴走支援で強化し、助成後も事業継続が可能な体制を構築します。④ネットワーク形成により、団体間の協働と地域資源の共有を促進し、社会課題の持続的解決を支えます。⑤成果は行政や関係機関に共有し、制度化・公的施策化をめざします。</p>	<p>306/400字</p>

ここから

VII.関連する主な実績

<p>(1)助成事業の実績と成果</p>	<p>370/800字</p>
<p>当法人は、これまでに助成事業を実施した実績はありません。しかし、独自の孤独孤立対策事業を継続的に実施しており、行政委託事業や民間助成金による活動運営の経験を有しています。会計処理や報告書作成を含め、助成事業に準ずるプロセスを自ら整備し、透明性ある運営体制を構築してきました。ハートフル市民農園では、地域住民・支援者・子育て世代をつなぐ取組を通して、延べ146名が参加し、地域の共助ネットワーク形成に寄与しました。今後はこれらの実績を基盤に、資金分配団体として助成・伴走支援を担う体制を整えます。なお、POの一人は、公益社団法人徳島県勤労者福祉ネットワークで専務理事を務めていた者が対応にあたります。公益社団法人徳島県勤労者福祉ネットワークでは、「ハートフルゆめ基金とくしま」事業を実施しており、寄付を募る、助成を行うという経験を持ちます。</p>	

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人徳島県就業支援機構		
郵便番号	770-0942		
都道府県	徳島県		
市区町村	徳島市昭和町		
番地等	3丁目35-2 ヒューマンわーくぴあ徳島2階		
電話番号	090-2782-6439		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://sienkikou.com/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.instagram.com/tokushima.sienkikou/	
		https://x.com/sienkikou2024	
設立年月日	2008/12/15		
法人格取得年月日	2008/12/22		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ミツハシ マツオ
	氏名	三橋 松男
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	4
理事・取締役数 [人]	3
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	2
常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	2
有給 [人]	2
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体会員 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	4
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	4
個人その他会員 [人]	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	0
申請前年度の助成総額 [円]	0
助成した事業の実績内容	0

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数)

1

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2025/10/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	地方による地方ならではのひとが生きる暮らし創造事業
	団体名	一般社団法人徳島県就業支援機構

	助成金
事業費	31,057,680
実行団体への助成	26,400,000
管理的経費	4,657,680
プログラムオフィサー関連経費	19,651,900
評価関連経費	1,662,100
資金分配団体用	1,117,600
実行団体用	544,500
合計	52,371,680

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	0	8,206,040	14,760,140	8,091,500	31,057,680
実行団体への助成		6,600,000	13,200,000	6,600,000	26,400,000
-					
管理的経費	0	1,606,040	1,560,140	1,491,500	4,657,680

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	6,506,800	6,548,800	6,596,300	19,651,900
プログラム・オフィサー人件費等	0	4,731,200	4,795,200	4,859,200	14,385,600
その他経費	0	1,775,600	1,753,600	1,737,100	5,266,300

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)	0	97,900	448,800	1,115,400	1,662,100
資金分配団体用	0	81,400	184,800	851,400	1,117,600
実行団体用	0	16,500	264,000	264,000	544,500

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	14,810,740	21,757,740	15,803,200	52,371,680

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	2,400,000	92.8%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、用途等）
2025年度	0	収益事業より支出	A:確定済	用途：助成対象外経費
2026年度	800,000	収益事業より支出	A:確定済	用途：助成対象外経費
2027年度	800,000	収益事業より支出	A:確定済	用途：助成対象外経費
2028年度	800,000	収益事業より支出	A:確定済	用途：助成対象外経費

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	徳島・香川 誰も取り残さない地域就労支援ネットワーク
団体名:	一般社団法人徳島県就業支援機構
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。(E列が「内定後提出」「提出不要」の場合は空欄にしてください)

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第24条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第24条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第27条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第27条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第29条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。			社団法人のため提出しない	
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会規程	第2条第1項第1号
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	第2条第1項第2号
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第33条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第33条 第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第37条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第39条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること			公募申請時に提出	定款
●理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款 監事監査規程	定款第16条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第19条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員に対する報酬並びに費用に関する規則	第6条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメント防止規程	
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	定款 情報公開規程	定款第48条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	定款、個人情報取扱規程、個人情報保護方針	定款第49条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条 第8条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程 倫理規程	倫理規程第7条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	定款	第46条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第13条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第8条 第10条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第4章
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第3章
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第37条~第39条